

行ヲ受ケタル者又ハ刑ノ執行猶子中ニ在ル者
 (三) 前項ノ規定ニ依リ届出ノ義務ヲ有スル者ハ養児死亡シタルトキハ二十四時間内ニ養児ノ養育ヲ停止若ハ停止シタルトキハ七日内ニ住居所地町村長ニ届出ツヘキコト
 (四) 地方長官ハ第二項各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ必要アリト認ムルトキハ養育ノ停止若ハ廃止ヲ命ジ又、養児ヲ公益法人其ノ他ノ者ニ引渡サシメ其ノ他養児養護ニ必要ナル処分ヲ為スヲ得ヘキコト
 (五) 前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ養育者ニ対シ養育上必要ナル費用ノ負担ヲ命スルヲ得ヘキコト
 (六) 第二項第三項ノ届出ヲ為ササル者及第四項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ処スヘキコト
 (七) 養児ヲ養育スル者養児ノ親戚ナルトキ又ハ児童保護ノ目的トスル官立公立若ハ公益法人ノ施設其ノ他児童保護ニ関シ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル施設ナルトキハ前各項ヲ適用セザルコト
 (内務省社会局 1920 : 53-5)

調査会の案も養児に報酬が絡むことへの警戒が強いなど、基本的には内務省案と共通している一方、養児の定義がより具体化した。大正11(1922)年の本邦社会事業概要(内務省社会局1922:129)によると、養育の報酬は子どもを引き取る者が出す場合と子どもを託す者が出す場合とがあり、前者においては里子が平均107円、實子が104円、後者においては里子が65円、實子が77円であった。大正5(1916)年における、養児ひとりに対する養育費の平均が38.6円程度であったことを考えれば、おおまかにいって、子どもを引取る者はその約3年分、子どもを託す者はその2年分程度を払っていたことになる(統計局 1918:382)。子どもを引き取る者が報酬を出すことを、子どもの労働力を期待してのものであるとするならば、子どもを託すほうは報酬を出すのは、子どもも養育費としてとらえられるが、それよりも

むしろ私生児の販売による賣子殺しや、養育料を目的とした預かりに対する強い警戒心を表しているといえよう⁹⁾。
 しかし、富田(1916)の指摘からは、内務省や調査会が取り締まりの指針からは、内務省や出した背景を知ることができると同時に、一方では、「養児保護」が、児童保護に重点をおいた家庭委託との接点を持ち得たとも考えられるのである。

里親といわば鬼畜にも等しき人喰妻とのみ思われ、里子といわば鬼魂生活のあさましき痼疾とのみ思われるのであるが、事実決してそうばかりではない、綿密なる里親の選択と不足なき養育料の支払いは、個人間においてさえ多くの場合においては、善良なる結果を求め得られるものである。(富田 1916:59-60)

家庭委託との接点の可能性は、以下の資料を通じても確認することができる。
 当時、内務省地方局⁹⁾は『欧米各国児童保護二閱スル法規』を大正8(1919)年3月および大正9(1920)年3月にそれぞれ刊行して、「英、国1908年幼年者法」をはじめ欧米諸国の法規を全文翻訳紹介しており、内務省地方局長の添田(1920)も「我邦児童保護の現在及将来」という論文において米国の制度を参考例として多く取り上げると、行政当局者たちは先進欧米諸外国の最先端の成果を学び、それを立法政策として移入、採用しようとした。添田(1920)は育児事業に関して、まずは子どもが生まれ育った家庭で育てられることが望ましいとし、自己の家庭において養育が難しい貧児は、なるべく家庭委託を進める必要があるとした。続けて彼は以下のように述べている。

我邦は孤児、貧児に対しても親族又は隣保に於て之を教養するの美風を有するが為め、此等の保護を要すること今後と雖も外国に比

して劣かるべきは明かなると共に、更に他方家庭委託を為し得べき農家も亦少からざるべきを以て、家庭委託を慣行せむとする場合には、欧米の夫れに比して或は易々たるべしと信ずべき理由がある。(添田 1920:6)

これは、慣習が家庭委託の普及の下地として期待できるといふ内容であり、「養児保護」という表現が直接的には使われていないにせよ、慣習と児童保護との接点として理解することができるのである。

また、『社会事業』第5巻においては「現時我々に於て如何なる児童保護事業の施設を急務となすや」という記事が掲載されている(全国社会事業大会特別調査委員 1921:367-78)。これは大正9(1920)年6月上旬に開かれた第五回全国社会事業大会の第二部会において児童保護について議論されたものを、さらに特別委員12人が研究審議した結果である。第二類の四の「家庭的保護」においては、「養児保護」について「保護委託協会及其他の方法に依り養児(里子、賣子)に對し家庭の調査又は委託後の保護及監督等をなす」と言われている(全国社会事業大会特別調査委員 1921:372)。特別委員が具体的にどのような構想をしていたかを知るにはないが、大正15(1926)年の『本邦社会事業概要』および昭和3(1928)年11月の『本邦社会事業概況』に紹介されている洛北里子保護会はそのトントとなる。洛北里子保護会は大正13(1924)年3月に京都府愛宕郡に設置された。同郡内には古来多くの里子を養育、愛護する美風が行われたが、「大正十三年一月調査に依れば、九箇村に亘りて二百五十一名の里子あり。洛北里子保護会は郡内の里子の保護、委託の紹介及一般児童の健康増進を図ることを目的とし、医師及保母を置き、里子の發育状態を視察して育児の指導及治療を為す」ので、同会を里子保護事業の先駆や模範としてとらえた(内務省社会局 1926:192-3)。これは「養児保護」が家庭委託へと発展していくひとつの形を示したものであり、統一的な法制の確立を図ることに

よって、「養児保護」が家庭委託として位置づけられる可能性を示唆している。しかし、洛北里子保護会は、大正15(1926)年6月に郡役所廃止と同時に自然消滅した。

その後、3回にわたって「全国児童保護事業会議」が開かれる。この会議は立法のために社会の世論をつくるという内務省社会局の期待を背負い、中央社会事業協会が主催したものであり、全国の社会事業家が児童保護事業について幅広く議論されているが、そのなかで「養児保護」に関連する部分に焦点をあててみる。

大正15(1926)年12月に開かれた第1回の会議の決議並びに建議事項として、「育児事業に関する件」のなかに「一、育児事業に関する法規並びに里子取扱ひ法規制度を内務大臣に建議すること」とあり(中央社会事業協会 1927:76)。第2回目の昭和5(1930)年11月にも、「四、児童保護法ノ制定ヲ其ノ筋ヘ取締」を掲げている(中央社会事業協会 1931:14)。大正15(1926)年から昭和2(1927)年までは、社会事業調査会で定められた「児童扶助法案」や「児童保護事業に関する体系」などについて活発に議論されていた時期であり、「養児保護」についても制度化が提案されていたが、昭和9(1934)年6月の第3回目の会議では「賣子及里子等ノ取締」についての議論は見当たらない。このように「養児保護」は、取り締まり的な性格のものとしても法制化されることはなかった。次節ではその理由について分析していく。

Ⅲ. 養児保護の法制化の挫折

まず、戦前の内務省の嘱託や日本社会事業協会の副会長を歴任した生江(1947:10-1)¹⁰⁾によると、「養児保護」に関する法規は、「調査会の審議後の答申に対して、政府の一隅より相当強度の反対意見が現れたので、遂に諮問に付するまでに至らなかった」。その反対理由は以下のとおりである。

て「養児保護」が「家庭的保護」のカテゴリ一
なかに入っていたことなどは、家庭的養護形態と
しての可能性を物語っているものといえる。

もし里子の保護のための包括的な取締法、否、
養児保護案が実現していれば、他人の家の子ども
の委託という慣習を残しつつ、子どもの保護を
図ることのできる道が開かれ、家庭的養護の地盤
となっていたのではないかとと思われる。しかし、
それが実現することはなかった。このことは、他
人による子どもの養育という慣習が家庭的養護の
なかに取り込まれる機会が失われていく過程を表
している。

現行の里親制度は、1947年に制定された児童福
祉法においてスタートした。その2年後に出され
た「親元を離れ他人の家庭に養育され又は雇用
されている児童の保護について」(厚生省発見第
四五号)では、「他人の児童を引き取りその家庭
で養育又は雇用する慣行(家庭養育雇用慣行)」
について、児童の人身売買や虐待など、子どもの
人権を侵害するおそれの多いものであるとした点
で、「養児保護」を児童虐待防止の一部とした戦
前の捉え方が引き継がれている。注目に値するの
は、今後の措置として「児童福祉法という里親と
しての適格な者は、法の里親にすること」という
規定が盛り込まれている点である。このことは、
家庭養育雇用慣行についての懸念を前提としなが
ら、戦後に入って初めて慣習が家庭的養護との接
点をもてるようになってきたことを意味しているとい
えよう。

今後はこのような家庭養育雇用慣行に焦点をあ
て、実際に家庭養育雇用慣行から児童福祉法の里
親として吸収された例がどの程度あったかを分析
しつつ、戦後児童保護行政において「他人の子
も」の養育という慣習がどのように展開してい
くのかについて分析していきたい。

注

1) 「他人の子ども」には差別的意味合いが含まれて
おり、使い方に注意が必要であるが、本稿では

てする14歳未満の養児は、昭和6(1931)年8月
11日現在男2,574人、女2,666人で、合計5,240人で
ある¹³⁾。養育者の職業については、農家が最も多
く1,854人、次は職工労働者で1,111人であり、物
品販売業者、芸妓置屋業者、公務自由業者、料
理店業者と続いている。その他に飲食店、遊芸
場、待合、遊技場、遊覧所等、児童養育上最も不
適当なる所にある者も相当多数に上っている(内
務省社会局 1933: 225-6)。前回の調査では東京
府を除いた16歳未満が対象だったのに対し、昭和
6(1931)年は14歳未満と低く、東京府を除いた
という記述がないことから、おそらく全国対象の
ものであったと思われる。このような違いはある
ものの、両者を比較した際に最も際立つのは、養
児の人数が大幅に減少した点である。前回は東京
府を除いた数が約2万人であり、大正7(1918)
年12月31日現在の15歳までの人口に対して養児
が占める割合は0.1%だったのに対して、昭和6
(1931)年に5,240人というのは、当時の13歳まで
の人口のなかで養児が占める割合は0.02%となっ
ている¹⁴⁾。対象年齢が2歳引き下げられたとはい
え、同じ年齢の子どものうちの、養児が占める割合
が約5分の1に減少したことも、「養児保護」に
力を入れなくなった原因のひとつではないかと思
われる。

IV. 結びにかえて

これまで慣習は虐待や人身売買などの危険性を
はらんでいるととらえられ、子どもの保護の歴史
として本格的に議論されることはなかったが、本
稿では、慣習が子どもの家庭的養護として残り得
た可能性を探るために「養児保護」に着目した。
それはおおむね、養児がおかれている不適切な
環境や、養育者の利益に左右される状況を改善す
る必要性が強く認識されていたものであったが、
一方で、福井県の規定に「幼児保護」を目的とし
た届出が書かれていたことや、「養児保護」が家
庭委託へと発展していくひとつの形を示した洛北
里子保護会の例、第五回全国社会事業大会におい

養子として取扱われる私生子は、多く富豪
や貴族等の所謂特殊階級の隠子なので、もし
養児の場合一律に届出を要するものとすれば
自然これらの身分が公にされ、特に養子殺し
の如き不祥事件が発生した際には、その結果
が世上に公示される虞れがあり、その結果特
権階級の威信を失い、ひいては風教上にも悪影
響を及ぼす嫌があるとして、その立法化を阻
止することを主張した。(生江 1947: 10-1)

調査会において保護の必要を力説したものの、
遂にその目的を達し得なかつたとしている。この
ことが「養児保護」の立法化が妨げられた最も直
接的な原因なのではないかとみられる。

2つ目は、養児保護案を含めて、大正8、9
(1919、1920)年に構想された児童保護案は法律
化されず、その後昭和8(1933)年に児童虐待防
止法、昭和12(1937)年に母子保護法が制定され
たこととの関連で考えられる。寺脇(1998: 43)
によると、社会事業調査会による「児童保護事業
に関する体系」において、養児保護問題は児童
虐待防止の項に含まれており、養児形態としてよ
りも虐待の発生源としてとらえられていることが
確認できる。また、中央社会事業協会の「里子に
関する調」(1929年9月)にて、「偶然にも私生子
の名を以て生れ、或は貧困の家に生れた、めに
里子或は養児として母ならぬ人の手に育てられる
子供」(傍点は筆者)を「薄幸な世を送る子供達」
とし、統一的な里子保護規定の必要性について述
べながら、まず子どもたちの状況を調べるために
全国の育児院において取り扱った里子の数を調査
している(社会保障研究会 1982: 763)。結果的に、
このような「母ならぬ人の手に育てられる子供」
は薄幸であるという認識は、里子保護規定ではな
く母子保護法の制定へと結びつくのである。

3つ目は、養児自体の減少である。大正8
(1919)年3月の時点で養児は東京府を除いて約
2万人であったが、その後本邦社会事業概要昭和
8年版には、昭和6(1931)年に社会局が全国調
査を実施した結果が書かれている。報酬をもつ

いわゆる「血のつながりのない子ども」という
意味での用語を用いた。

2) 本稿では内務省と救済事業調査会の案を取り上
げているが、それ以外にも、寺脇(1980)で
紹介されている、大正8(1919)年から大正9
(1920)年当時の児童保護立法に関する立案文書
においても、「養児保護」に関する規定が確認で
きる。これらの文書に書かれている内容は、救
済事業調査会の案とおおむね同様である。

3) ただし、松本(1989: 74)により、昭和4
(1929)年の救護法の制定により、育児施設主体
の委託に支障が出てきた。救護法の13条には家
庭委託について、「13条 市町村長居宅救護ヲ為
スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキ
ハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ収容シ若シクハ
収容ヲ委託シ 又ハ私人ノ家庭若シクハ適當ナ
ル施設ニ収容ヲ委託スルコトヲ得」と書かれて
いる。これは必ずしも、従来実施されていた「施
設による院外委託」への否定的な見地から挿入
されたものではないが、家庭委託の主体が市町
村長となり、実際には、救護法によって収容し
た子どもを院外家庭に委託することは、たいへ
ん困難になった。

4) 現在では「里子」でさえも「里親家庭に委託さ
れた子ども」といわれるほどであり、「養子」と
いう表現にも差別的な意味合いがあるが、本稿
では「養児保護」規定を分析対象としているため、
「里子」「養子」という用語をそのまま用いている。

5) 「本邦社会事業概要」(内務省社会局 1922: 99)
の「父母其他親族に引取らせ能はざるものは、
多くは義務教育終了後職業又は家事見習いの為
め適當なる家庭にその養育を委託し独立を図る」
ことも徒弟の一種としてとらえることが可能で
あると思われる。

6) 社会事業の成立過程、制度的確立に関わって、
大きな役割を果たした審議会は、救済事業委員
会、救済事業調査会、社会事業調査会、中央社
会事業委員会がある。本稿では養児保護案の中
心に分析するため、救済事業調査会の審議内容
に絞って取り上げる。「救済事業調査会管制」(大
正7年6月24日に勅令第263号)の第一条には「救
済事業調査会ハ内務大臣ノ監督ニ依リシ其ノ諮問
ニ依リ救済事業ニ関スル事項ヲ調査審議シ意見
ヲ申入ス」と書かれている。

7) 各分類の詳細項目は46項目にわたったが、ここ
では省略する。

8) 小河 (1913: 9) 「里子の保護に就て」および生江 (1947: 10) を参照のこと。
 9) 明治初年以來社会事業行政の中央事務は内務省地方局所管としていたが、大正6 (1917) 年8月には地方局内に救護課を設置、大正8 (1919) 年11月には救護課を社会課と改称し、さらに大正9 (1920) 年8月に内務省に社会局を新設することになった。
 10) 寺脇 (1980: 135-6) は、生江の論文について、「この時期における児童保護立法構想の歴程について触れている唯一といつてよい文献であり、とくに救済事業調査会の答申にもとづく構想がいずれも実らずに終わった内幕を紹介している」とした。
 11) 本邦社会事業概要は大正11 (1922) 年、大正15 (1926) 年、昭和3 (1928) 年、昭和5 (1930) 年、昭和8 (1933) 年、そして日本の社会事業が昭和14 (1939) 年に刊行された。そのなかで「養児保護」については大正11 (1922) 年から昭和8 (1933) 年まで言及されている。昭和14年版になると、「養児保護」というカタゴリー自体が消えており、養児に関する全国的調査が行われたのは、おそらく大正8 (1919) 年と昭和6 (1931) 年の2回のみではないかと思われる。
 12) 統計局 (1937) 「9. 年齢及配偶別人口 (内地)」【第五十六回大日本帝国統計年鑑】22。昭和5 (1930) 年10月1日国勢調査によると、13歳までの人口は22,227,778人であった。

有賀喜左衛門 (1969) 「捨子の話」【有賀喜左衛門著作集 Ⅳ 民俗学・社会学方法論】未來社、304-48。
 中央慈善協会 (1920) 「大会記事」【社会と救済】4(4), 7-126。
 中央社会事業協会 (1927) 「第一回全国児童保護事業会議報告書」。
 中央社会事業協会 (1931) 「第二回全国児童保護事業会議報告書」。
 中央社会事業協会 (1934) 「第三回全国児童保護事業大会報告書——昭和九年六月十八、十九、二十日於内務省会議室」。
 育児事業協議会 (1911) 「第一回育児事業協議会速記録」【日本児童問題文獻選集24】日本図書センター、1-286。
 岩本通弥 (2006) 「民俗学からみた新生種技術とオヤ

コ——「家」族と血縁重視という言説をめぐって」【シリーズ比較家族第Ⅲ期4<いのち>と家族——生殖技術と家族Ⅰ】早稻田大学出版部、75-104。
 桑原洋子 (1989) 「英国児童福祉制度史研究」法律文庫社。
 京都府社会課編 (1924) 『北北名物里子の話』京都府社会課、1-60。(再録: 1998, 「日本<子ども>の歴史」>巻第28] 九山社)。
 松本園子 (1985) 「社会的養護の方法としての里親制度の検討 (1) 現行里親制度の発足の事情と問題点」【淑徳短期大学研究紀要】(4), 81-93。
 松本園子 (1986) 「社会的養護の方法としての里親制度の検討 (2) 戦前児童施設における院外委託の状況」【淑徳短期大学研究紀要】(4), 35-56。
 松本園子 (1989) 「里親制度発足前後の里親養育について」【新しい家族】(7), 64-83。
 宮島 清 (2006) 「里親委託・養子縁組の歴史・現状・これから——「子ども」のための家庭養護」を構築するために」【日本社会事業大学社会事業研究所年報】42, 1-81。
 内務省社会局 (1920) 「救済事業調査報告」。(再録: 1985, 「戦前期社会事業史料集成17」日本図書センター)。
 内務省社会局 (1922) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「戦前期社会事業史料集成2」日本図書センター)。
 内務省社会局 (1926) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「戦前期社会事業史料集成2」日本図書センター)。
 内務省社会局 (1928) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「戦前期社会事業史料集成2」日本図書センター)。
 内務省社会局 (1933) 「本邦社会事業概要」。(再録: 1985, 「戦前期社会事業史料集成3」日本図書センター)。
 生江孝之 (1947) 「我国児童保護事業の発展過程とその動向 (其の3)」【社会事業】30(8), 8-13。
 小河滋次郎 (1913) 「里子の保護に就て」【救済研究】1(2), 79-92。
 添田敏一郎 (1920) 「我邦児童保護の現在及未来」【社会と救済】4(3), 1-38。
 社会保護研究会編 (1982) 「日本社会保障前史資料第5巻」至誠堂、690-1。
 高橋由紀子 (2004) 「第5章 ドイツの里親制度 (1) ——少年援助法制の展開と社会の変化とともに」【里親制度の国際比較】ミネルヴァ書房、88-107。

竹内利美 (1969) 「家族世行と家制度」恒星社厚生閣。
 寺脇隆夫 (1980) 「大正8～9年段階の児童保護立法構想に関する資料」【社会事業史研究】8, 131-69。
 寺脇隆夫 (1998) 「戦前児童保護行政における「児童保護事業」に関する体系——社会事業調査会答申の準備関係文書の紹介と検討を通して」【社会事業史研究】26, 39-78。
 統計局編纂 (1918) 【第三十七回大日本帝国統計年鑑】382。
 統計局編纂 (1922) 【第四十一回大日本帝国統計年鑑】。

統計局編纂 (1937) 【第五十六回大日本帝国統計年鑑】。
 富田象吉 (1916) 「育児事業の実際研究」【救済研究】4(7), 53-63。
 湯沢雅彦 (2004) 【第8章 デンマークの里親制度——里親や研究者からの批判の中で】湯沢雅彦編「里親制度の国際比較」ミネルヴァ書房、146-62。
 全国社会事業大会特別調査委員 (1921) 「現時我国に於て如何なる児童保護事業の施設を急務となすや」【社会事業】5(6), 367-78。

Reconsidering a Custom from the Perspective of Child Protection ——Focusing on the “Protection of Foster and Adoptive Children” ——

Eunhwa KANG

Non-relative placements such as adoption and foster family care are traditional customs in Japan. However, this custom is not viewed as being a kind of foster family care and adoption or as the groundwork for foster family care and adoption. This is due to the belief that this custom has the inherent risk of threatening the well-being of children. In this study, the possibility of retaining the custom of providing protective care of children is explored by investigating the concept of the “protection of foster and adoptive children” as envisioned during the latter half of Taisho era, when the child protection policy was introduced.

The target of the “protection of foster and adoptive children” is the group of children who are exposed to the risk of abuse in the absence of the intervention by any special facility or related family. It also aims to effect improvements in the situations where children are victims of unsuitable surroundings or conflicting interests of the adopter. On the other hand, the “protection of foster and adoptive children” had the possibility of maintaining the legacy of providing protection to children in the form of foster care. However, this possibility was not realized and “protection of foster and adoptive children” was not institutionalized, either.

Key Words : Custom, “Protection of foster and adoptive children”, Foster family care and adoption, Child-protection policy

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業

生活保護受給有子世帯の生活実態と
養育・教育支援および就労支援方策に関する研究

平成 19 年度～平成 21 年度 総合研究報告書

発行：平成 22 (2010) 年 3 月

発行者：岡部 卓

〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1
首都大学東京 都市教養学部 人文・社会系
社会学コース 社会福祉学分野

Tel : 042-677-2127 Fax : 042-677-2124

印刷：(株) 相模プリント

〒229-1104 神奈川県相模原市東橋本 1-14-17

Tel : 042-772-1275



古紙配合率70%再生紙を使用しています

